

令和4年度事業計画

(事業方針)

国では、2023年度までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立のため、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、農地の集約化を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずるため、農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年4月1日施行予定）を行い、地域計画の策定（人・農地プランの法定化）により、農地の集約化の促進を図ることとしている。

一方、県では、意欲ある農業者等へ農地の利用集積を促進し、優良農地の維持確保と担い手の経営安定を図るため、市町等関係機関に地域計画の策定を推進するとともに、農業経営発展サポート事業を活用し、地域農業をけん引する強い経営体の育成に取り組まれているところである。

この様な中、当会社では、農地利用の最適化を加速し優良農地の維持確保を行うため、関係機関と連携し、農地中間管理事業の推進に取り組むことが必要である。

このため、県と一体となり農地流動化の推進を行うとともに、基盤整備事業を活用した農地の利用集積の推進、各地域の農地活用協議会と連携を図り、農地中間管理事業と併せて遊休農地解消の加速化を図るため新たなメニューを追加した「和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業」に取り組んでいく。

また近年、農地売却を希望する方が増加傾向であることから、農地の売り手と買い手に「特例事業」のチラシを配布・PRを行い、活用推進の啓発を図っていく。

さらに、担い手育成に資する事業として、青年農業者等育成センターにおいては新規就農支援を推進する県等関係機関との連携を図りながら就農促進活動を推進し、経営感覚に優れた意欲溢れる農業者の確保育成を図る。

1 運営

(1) 理事会の開催

事業計画（実績）及び予算（決算）等について審議するため、通常理事会を開催するほか、必要に応じ臨時理事会を開催する。

(2) 評議員会の開催

一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項の審議をするため、定時評議員会を開催するほか、必要に応じ臨時評議員会を開催する。

(3) 評価委員会の開催

客観的かつ中立公正な観点から、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を聴取するため開催する。

(4) 監査会の開催

事業実績並びに収支決算関係について監査を受けるため開催する。

(5) その他

必要に応じ、事業推進等に関し県当局等と連携し打ち合わせ会議を開催する。

2 事業計画

(1) 農地中間管理事業

離農又は経営規模縮小農家などから優良農地を借り入れて中間保有し、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を貸し付ける事業を実施する。

ア 農地等の借入れ

農地等		備考
件数	面積	
1000件	270ha	果樹：370件・80ha (うち果樹支援対策事業に伴う農地の借入5件:0.5ha) 田：370件・95ha 野菜・花卉：260件・95ha

イ 農地等の貸付け（中間管理分含む）

農地等		備考
件数	面積	
1000件	270ha	果樹：370件・80ha (うち果樹支援対策事業に伴う農地の借入5件:0.5ha) 田：370件・95ha 野菜・花卉：260件・95ha

ウ 事業の推進活動

- ・基盤整備事業と連携した重点地区設定と農地掘り起こし活動の推進
- ・農地活用協議会等関係機関との連携促進
- ・事務体制の改善（農地中間管理事業業務処理システムの運営）
- ・果樹農業生産力増強総合対策事業、農地中間管理機構関連農地整備事業との連携

(2) 和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業

遊休状態にある優良農地を買入または借入れ中間保有し、遊休農地の解消や園地修復を行った後、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を売渡または貸し付ける事業を実施する。

令和4年度は、遊休農地の原状回復に加えて、園地条件の改良（傾斜の緩和・客土、設備の改良）を支援し、担い手への集積・集約化を加速化する。

遊休農地解消面積：20ha

事業費：48,200千円

(参考) 令和4年度 新政策「和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業」

和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業（令和2年度～）のメニューに、③遊休農地の改良及び④傾斜の緩和・客土を追加。


遊休農地の園地条件を、隣接する自作園地と同じ条件まで改良することで、担い手への農地集約を加速。

既存事業メニュー

- ・遊休農地の現状復旧
 - ①遊休農地の樹木伐採・草刈り

畑地	: 100~180千円/10a
樹園地	: 150~300千円/10a
 - ②遊休農地の設備の修復

モノレール、園内道、鳥獣害防止柵、水路、スプリンクラーなど	: 100千円/10a
-------------------------------	-------------

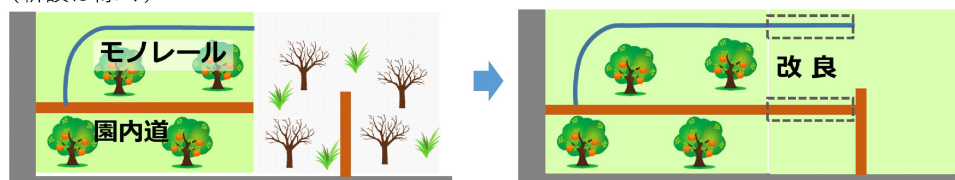


新規事業メニュー

- ・園地条件の改良
 - ③遊休農地の設備の改良

モノレール、園内道、鳥獣害防止柵、水路、スプリンクラーなど (新設は除く)	: 100千円/10a
--	-------------
 - ④傾斜の緩和・客土

	: 100千円/10a
--	-------------



※いずれも上限単価

(3) 特例事業（売買事業）

離農又は経営規模縮小農家などから優良農地を買い入れて、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を売り渡す事業を実施する。

ア 農地等の買い入れ

農地等			備考
件数	面積	価格	
20件	5.0 ha	85,000 千円	

イ 農地等の売渡し

農地等			備考
件数	面積	価格	
23件	6.0 ha	95,000 千円	令和3年度からの繰越 7件、2.6ha 33,300千円

(4) 就農支援資金貸付事業

ア 就農支援資金の債権管理

県知事が就農計画を認定した者に対し、これまでに貸し付けた資金の回収を行う。

就農支援資金 6,430,000円 (農家貸付金残高 10,090,000円)

イ 和歌山県就農支援資金貸付金の返済

就農支援資金等を貸し付けるために和歌山県から借り入れた資金の返済を行う。

就農支援資金 5,452,000円 (長期借入金残高 46,888,000円)

(5) 青年農業者等就農促進事業

就農希望者への助言や情報提供を行うとともに、青年農業者の資質向上を図る。

ア 就農相談活動の実施

イ 就農啓発活動の実施

(ア) 就農相談会の実施、参加

(イ) 青年農業者等が共同して行う農業技術の研究等に対する支援の実施